

補助第26号線（大山中央地区）整備に伴う 板橋区道（特別区道50号、173号）一部区間の 維持管理のお知らせ

平素より東京都の道路整備に、御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年2月より、東京都第二市街地整備事務所にて、補助第26号線（大山中央地区）の整備を進めております。

この度、道路整備に伴い、下記の板橋区道（特別区道50号、173号）一部区間の維持管理を開始しますので、お知らせします。

※維持管理とは 道路の機能を常に良好な状態に保持することです。

具体的には、巡回点検、修繕、各種手続き等を実施します。



凡例



板橋区

現行維持管理

東京都第二市街地整備事務所 令和6年6月1日より維持管理
（事業域内区道及び影響範囲区道を含む）

問合せ先

東京都第二市街地整備事務所

所在地 〒164-0001 東京都中野区中野 1-2-5

＜道路の維持管理全般、各種手続き（占用許可等）に関すること＞

工事課 工務担当 電話 03-5389-8222

＜補助26号線の整備全般、沿道まちづくり等に関すること＞

事業課 まちづくり推進担当 電話 03-5389-5159